

毎週火・金曜日発行(但休日当る日  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可) (日曜日)

# 鳥取県公報

### ◇条例

目次  
鳥取県種雄畜の精液譲渡手数料及び精液注入  
手数料条例

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

職員との給与に関する条例の一部を改正する条  
例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル  
条例等の一部を改正する条例

## 条 例

鳥取県種雄畜の精液譲渡手数料及び精液注入手数料条  
例をここに公布する。

昭和三十九年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第五十五号

鳥取県種雄畜の精液譲渡手数料及び精液注  
入手数料条例

鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条  
例(昭和二十九年三月鳥取県条例第四号)の全部を改正  
する。

(手数料の徴収)

第一条 鳥取県畜産試験場、鳥取県中小家畜試験場、鳥  
取県家畜保健衛生所及び鳥取県種畜場において行なう  
種雄畜の精液の譲渡又は注入については、この条例の  
定めるところにより、それぞれ精液譲渡手数料又は精  
液注入手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 精液譲渡手数料及び精液注入手数料の額は、別  
表に定めるところとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

一 精液譲渡手数料

種雄畜の区分	金		額
	国内産	外国産	
乳用牛	その他	・	県内の牛に注入するためのもの 一回分につき 一、〇〇〇円
肉用牛	一回分につき		三、〇〇〇円
馬	一回分につき		二〇〇円
豚	一回分につき		一、〇〇〇円
めん羊	一回分につき		一〇〇円
山羊	一回分につき		一〇〇円

備考 一回分の精液量は、乳用牛、役肉用牛、めん羊及び山羊にあつては一立方センチメートル、馬にあつては二〇立方センチメートル、豚にあつては五〇立方センチメートルとする。

二 精液注入手数料  
各種雄畜 一回につき 二〇〇円

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十六号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「九八人」を「一〇〇人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する

条 例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「農業改良普及手当」を「農林漁業改良普及手当」に改める。

第十一条の二第一項を次のように改める。

寒冷地手当は、八月三十一日(その日が日曜日に当たるときは、その前日。以下「基準日」という。)に別表第六に定める地域(以下「支給地域」という。)に在勤する職員に対して支給する。基準日から引き続き在勤する職員で人事委員会が定める期間内に支給地域以外の地域から異動して支給地域に在勤することとなつたもの(人事委員会が定める職員を除く。)に対しても、同様とする。

第十一条の二第二項中「及び区分に従い、その支給日現在」を「の区分に応じ、基準日」に、「百分の十五」を「百分の二十」に、「百分の三十」を「百分の三十五」

に、「百分の四十五」を「百分の五十」に改める。

4 支給地域に豪雪があつた場合においては、人事委員会が定める当該豪雪に係る地域に人事委員会が定める期間内に在勤する職員(人事委員会が定める職員を除く。)で第一項の規定により寒冷地手当の支給を受けたものに、当該支給額のほか、二千五百円をこえない範囲内で人事委員会が定める額を寒冷地手当として支給する。

5 第一項の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員が人事委員会が定める期間内に、寒冷地手当の額異なる地域に異動し、又は支給地域以外の地域に異動した場合には、当該職員に、その異動した地域に在勤する職員が受ける寒冷地手当の額等を考慮して人事委員

会が定める額を支給し、又は返納させるものとする。

6 寒冷地手当は、人事委員会が定める日に支給する。

(農林漁業改良普及手当)

第十一条の六 農林漁業改良普及手当は、農業、林業、水産業、畜業若しくは開拓営農又は農民生活に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるもの(以下「普及員」という。)並びに試験研究機関と密接な連絡を保ち、農業、林業、水産業又は農民生活に関する専門の事項について調査研究を行ない、及び農業、林業、水産業又は農民生活に係る普及員を指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるもの(以下「専門技術員」という。)が、その職務に従事した場合(人事委員会が定める場合を除く。)に支給する。

2 農林漁業改良普及手当の月額額は、当該農林漁業改良普及手当の支給を受ける者の給料月額に左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 普及員 百分の十二
  - 二 専門技術員 百分の八
- 別表第六を次のように改める。

別表第六 寒冷地手当の支給地域及びその区分

支 給 地 域	区 分
日野郡 日南町のうち旧阿毘村の区域	三級地
岩美郡 国府町	二級地
岩美郡 岩美町	
八頭郡 若松町	一級地
日野郡 日南町のうち三級地に含まれない地域	
三級地又は二級地のいずれにも含まれない鳥取県内の地域	一級地

備考 この表における「旧」をつけた村の名称及びその地域は、昭和二十九年六月二十八日におけるものを示す。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条、第二条

第一項及び第十一条の六の改正規定は昭和三十九年四月一日から、第十一条の二及び別表第六の改正規定は昭和三十九年八月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく昭和三十九年四月一日から施行日の前日までの農業改良普及手当は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による農林漁業改良普及手当とみなす。

3 改正前の条例の規定に基づいて昭和三十九年八月三十一日に支払われた寒冷地手当は、改正後の条例による寒冷地手当の内払とみなす。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年十月九日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

日迄在職シ再び県吏員等トナリタル者 当該外国政府職員トシテノ在職年月数

二 外国政府職員トナル為県吏員等ヲ退職シ外国政府職員トシテ引続キ昭和二十年八月八日迄在職シタル者(前号ニ該当スル者ヲ除ク) 当該外国政府職員トシテノ在職年月数

三 外国政府職員トシテ昭和二十年八月八日迄在職シ県吏員等トナリタル者(前二号ニ該当スル者ヲ除ク) 当該外国政府職員トシテノ在職年月数(其ノ年月数ヲ県吏員等トシテノ在職年ニ加ヘタルモノガ十七年ヲ超ユルコトトナル場合ニ於ケル当該超ユル年月数ヲ除ク)

第二十五条ノ五第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第二号ニ掲グル者ニ係ル恩給ノ年額ノ計算ノ基礎トナル給料年額ノ計算ニ付テハ県吏員等ヲ退職シタル当時ノ給料年額ガ六千二百円以上ノ者ノ場合ヲ除キ県吏員等ヲ退職シタル当時ニ於テ其ノ当時受ケ

タル給料ノ年額ト其ノ額ノ千分ノ四十五ニ相当スル額ニ外国政府職員トシテノ在職年数(年末満ノ端数ハ之ヲ切捨テル)ヲ乗ジタル額トノ合計額ニ相当スル年額ノ給料ヲ受ケタルモノト看做ス但シ其ノ合計額ニ相当スル年額ガ六千二百円ヲ超ユルコトトナル場合ニ於テハ其ノ額ヲ給料ノ年額ト看做ス

第二十五ノ六を次のように改める。

第二十五条ノ六 前条ノ規定ハ恩給法の一部を改正スル法律附則第四十三条の外国特殊法人及び職員を定める政令(昭和三十八年政令第二百二十号)各号ニ掲グル外国特殊法人ノ職員ニシテ同令ヲ以テ定ムルモノ(以下「外国特殊法人職員」ト謂フ)トシテ在職シタルコトアリタル県吏員等ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ前条中「外国政府職員」トアルハ「外国特殊法人職員」ト同条第一項各号列記以外ノ部分中「附則第四十二条ノ規定」トアルハ「附則第四十三条ノ規定」ト「同条ノ規定ニ相当スルモノ」トアルハ「同条ノ規定ニ相当スルモノ(地方公務員等共済

鳥取県条例第五十八号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条ノ五第一項を次のように改める。

外国政府ノ官吏又ハ待遇官吏(以下「外国政府職員」ト謂フ)トシテ在職シタルコトアリタル県吏員等ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ノ退職年金ノ基礎トナルベキ県吏員等トシテノ在職年ノ計算ニ付テハ夫々当該各号ニ掲グル外国政府職員トシテノ在職年月数ヲ加ヘタルモノニ依ル但シ外国政府職員トナル前ノ県吏員等トシテノ在職年又ハ公務員トシテノ在職年ガ退職年金又ハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達シタル者及第三号ニ掲グル者ノ中普通恩給

又ハ他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定ニ依ル退職年金ヲ受ケル権利ヲ有スル者ノ外国政府職員トシテノ在職年月数並恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五百五十五号以下「法律第五百十五号」ト謂フ)附則第四十二条ノ規定ニ依リ普通恩給ノ基礎トナルベキ在職年ノ計算上公務員トシテノ在職年ニ加ヘラレ又ハ県吏員等トナル前ニ在職シタル他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定ノ中同条ノ規定ニ相当スルモノニ依リ当該他ノ地方公共団体ノ退職年金ノ基礎トナルベキ在職年ノ計算上当該他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ニ規定スル職員トシテノ在職年ニ加ヘラレタル当該外国政府職員トシテノ在職年月数(法律第五百五十五号附則第四十二条第一項第三号ノ規定又ハ之ニ相当スル他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定ニ依リ除カレタル在職年月数ヲ含ム)ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 外国政府職員トナル為県吏員等又ハ公務員ヲ退職シ外国政府職員トシテ引続キ昭和二十年八月八

組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第三条の三第二項及第七条の二第一項ノ規定ヲ含ム)ト「附則第四十二条第一項第三号ノ規定又ハ之ニ相当スル他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定」トアルハ「附則第四十三条ノ規定若クハ之ニ相当スル他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定又ハ地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)附則第五十三条の三第一項第三号ノ規定」ト同条第三項ニ於テ準用スル第二十五条ノ四第三項中「モノノ中昭和三十六年九月三十日以前ニ退職シ若クハ死亡シタル者又ハ其ノ遺族ハ同年十月一日」トアルハ「モノ又ハ其ノ遺族ハ昭和三十八年十月一日」ト同条同項ニ於テ準用スル第二十五条ノ四第五項中「昭和三十六年十月」トアルハ「昭和三十八年十月」ト読替ヘル

第二十五条ノ九を第二十五条ノ十とし、第二十五条ノ八を第二十五条ノ九とし、第二十五条ノ七を第二十五条ノ八とし、第二十五条ノ六の次に次の一条を加ス

る。

第二十五条ノ七 第二十五条ノ五ノ規定ハ恩給法の一部を改正する法律附則第二十四条第五項の服務期間等及び同法附則第四十三条の二の外国特殊機関の職員を定める政令(昭和三十九年政令第二百三十三号)第二条各号ニ掲グル外国特殊機関ノ職員(以下「外国特殊機関職員」ト謂フ)トナル為県吏員等又ハ公務員(外国政府職員又ハ外国特殊法人職員ニシテ引続キ昭和二十年八月八日迄在職シタルモノトセバ其在職年月数が県吏員等トシテノ在職年ニ加ヘラレルトトナルベキデアリタルモノヲ含ム)ヲ退職シ当該外国特殊機関職員トシテ在職シタルコトアリタル県吏員等ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条ノ五中「外国政府職員」トアルハ「外国特殊機関職員」ト同条第一項各号列記以外ノ部分中「附則第四十二条ノ規定」トアルハ「附則第四十三条の二ノ規定」ト「同条ノ規定ニ相当スルモノ」トアルハ「同条ノ規定ニ相当スルモノ(地方公務員等共済組

合法の長期給付等に関する施行法第三条の三第三項及第七条の二第二項ノ規定ヲ含ム)ト「附則第四十二条第一項第三号ノ規定又ハ之ニ相当スル他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定」トアルハ「附則第四十三条の二ノ規定若クハ之ニ相当スル他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定又ハ地方公務員等共済組合法施行令附則第五十三条の五ニ於テ準用スル同合附則第五十三条の三第一項第三号ノ規定」ト同条第三項ニ於テ準用スル第二十五条ノ四第三項中「モノノ中昭和三十六年九月三十日以前ニ退職シ若クハ死亡シタル者又ハ其ノ遺族ハ同年十月一日」トアルハ「モノ又ハ其ノ遺族ハ昭和三十九年十月一日」ト同条同項ニ於テ準用スル第二十五条ノ四第五項中「昭和三十六年十月」トアルハ「昭和三十九年十月」ト読替ヘル

(昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定に関する条例の一部改正)

第二条 昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じ

た恩給の年額の改定に関する条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第二項中「ただし書の規定は」を「ただし書の規定は、一に改め、一、第二条の規定は前項の規定により改定された退職年金及び遺族年金を受ける者について」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年十月一日から適用する。ただし、第一条中鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「年金条例」という。)第二十五条ノ五の改正規定は昭和三十六年十月二日から、同条例第二十五条ノ六の改正規定は昭和三十八年十月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正前の年金条例第二十五条ノ

五第一項又は第二十五条ノ六第一項第三号に該当する者の外国政府職員としての在職年月数又は外国特殊法人職員としての在職年月数が昭和三十九年十月一日前に給与事由の生じた恩給の基礎となつていている場合における当該外国政府職員としての在職年月数又は当該外国特殊法人職員としての在職年月数の取扱ひについては、この条例による改正後の年金条例第二十五条ノ五第一項又は第二十五条ノ六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 昭和三十八年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの間におけるこの条例による改正後の年金条例の適用については、同条例第二十五条ノ六中「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第三条の三第二項及第七条の二第一項ノ規定」とあるのは「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第三条の三第二項及第七条の二ノ規定」と、「地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年

政令第三百五十二号)附則第五十三条の三第一項第三号ノ規定」とあるのは「地方公務員共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)附則第五十三条の二第一項第三号ノ規定」と読み替えるものとする。

第四条 昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定に関する条例により年額を改定された退職年金又は遺族年金の改定年額と改定前の年額との差額の停止については、昭和三十九年九月分までは、この条例による改正前の同条例第二条又は第三条第二項の規定の例による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市栗町二丁目  
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
 定価 一部月価二五〇円(送配料共)